

記載要領等	貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第 70 条の 4 第 8 項適用分・措法第 70 条の 6 第 10 項適用分）
-------	---

《届出をする必要のある方》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項又は同法第 70 条の 6 第 10 項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1 年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用してください。

《記載要領等》

- この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第 70 条の 6 第 10 項」及び「第 14 項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第 70 条の 4 第 8 項」及び「第 12 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。
イ 「田・畑・採草放牧地・その他（）」は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「その他（）」の（）内には、具体的な現況を記載してください。
ロ 「（作物名等）」には、具体的な作物名等を記載してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積（㎡）」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。
- 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積（㎡）」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。
- 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。
- 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で

＜貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第 70 条の 4 第 8 項適用分・措法第 70 条の 6 第 10 項適用分） 記載要領等＞

記載してください。

- 11 借受代替農地等のうちに異動により農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。